

「フロン類使用合理化計画」の 取組状況のフォローアップの見直し

令和6年3月22日

経済産業省 製造産業局

化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

「フロン類使用合理化計画」の取組状況のフォローアップ方法の見直し

- フロン類の製造業者等は、フロン排出抑制法に基づき、主務大臣の求めに応じて、フロン類出荷相当量（HFCの製造、輸出、輸入等）等を毎年報告している。
- 報告を受けた主務大臣は、本WGにおいて公表し、当該製造業者等のフロン類使用合理化計画の取組状況の評価を行っている。
- 2019年以降、主務大臣は、改正オゾン層保護法に基づき、当該製造業者等からHFCの製造、輸出、輸入等の実績報告を受けているため、フロン類出荷相当量とほぼ同等の情報を得られるようになった。
- そのため、「改正オゾン層保護法に基づく新たなHFC規制の運用のあり方について」（第13回フロンWG）を踏まえ、原則、**毎年行っていたフロン類出荷相当量等の報告徴収を行わないこととする。**

「改正オゾン層保護法に基づく新たなHFC規制の運用のあり方について」より抜粋

3. フロン排出抑制法に基づく使用合理化計画のフォローアップとの関係

（中略）

- このため、**改正オゾン層保護法の施行後は、使用合理化計画のフォローアップ及び実績公表においても、改正オゾン層保護法に基づく実績報告を活用することにより、効率的に実施することを検討すべきである。**

「フロン類使用合理化計画」フォローアップの流れ（現状）

□ : 原則5年ごと
 □ (点線) : 毎年

国

製造業者等

1 判断基準

(フロン類使用見通し)

・判断基準策定、公表
 (フロン類使用見通しの策定、公表を含む。)

※1 : 出荷相当量
 = CO₂-t換算の製造量 + 輸入量 - 輸出量
 ※2 : 主要产品目
 = R32, R125, R134a, R143a, その他HFC

2 フロン類使用合理化計画

・審議会の意見を聴取しつつ
 計画を評価し、必要に応じ
 指導・助言
 ・評価後の計画公表

(法第91条)
 報告徴収
 ←
 指導・助言
 (法第10条)
 判断基準に照らして
 著しく不十分 → 勧告・命令
 (法第11条)

・判断基準を踏まえ、フロン類
 使用合理化計画を策定
 (自らのフロン類出荷相当量の削減目標
 を含む。)

判断基準
 改定

3 実績

(前年の実績報告)

・実績報告の集計・公表
 ①各社の前年フロン類出荷相当量
 ②全社合計の前年フロン類出荷相当量
 ③全社合計の前年フロン類出荷相当量
 の主要产品目※2 別の内訳

(法第91条)
 報告徴収
 ←

・取組状況の記録
 ・前年の実績報告

① 前年フロン類出荷相当量※1
 ② ①の主要产品目※2 別の内訳

オゾン層保護
 法の実績報告
 と同等の情報

目標年の翌年度

4 取組状況

・審議会の意見を聴取しつつ
 各者の取組状況を評価し、
 必要に応じ指導・助言
 ・結果公表

(法第91条)
 報告徴収
 ←
 指導・助言
 (法第10条)
 判断基準に照らして
 著しく不十分 → 勧告・命令
 (法第11条)

・目標年までの取組の状
 況を報告
 「3 実績」の①、②に加え、
 フロン類使用合理化計画の定性的記
 載事項に係る取組状況を報告

「フロン類使用合理化計画」フォローアップの流れ（変更後）

国

製造業者等

1 判断基準

(フロン類使用見通し)

・判断基準策定、公表
(フロン類使用見通しの改定を含む。)

※ 1 : フロン類出荷相当量
= CO₂-t換算の製造量 + 輸入量 - 輸出量
※ 2 : 主要品目
= R32, R125, R134a, R143a, その他HFC

2 フロン類使用 合理化計画

判断基準
改定

・審議会の意見を聴取しつつ計
画を評価し、必要に応じ指導・
助言
・評価後の計画公表

(法第91条)
報告徴収
←
→
指導・助言
(法第10条)
判断基準に照らして
著しく不十分→勧告・命令
(法第11条)

・判断基準を踏まえ、フロン類
使用合理化計画を策定
(自らのフロン類出荷相当量の削減目標を
含む。)

3 取組状況

(原則、目標年の翌年)

・審議会の意見を聴取しつつ各
者の取組状況を評価し、**オゾ
ン層保護法の実績報告に基づ
く消費量も勘案し、必要に応じ**
指導・助言
・結果公表

(法第91条)
報告徴収
←
→
指導・助言
(法第10条)
判断基準に照らして
著しく不十分→勧告・命令
(法第11条)

・目標年までの取組の状況を
記録・報告
(目標年までの実績を記録、フロン類使
用合理化計画の定性的記載事項に係る
取組状況及び目標年の実績を報告)

(参考) オゾン層保護法の実績報告との比較

- オゾン層保護法における消費量とフロン排出抑制法におけるフロン類出荷相当量とを比較すると定義が異なるため数量に多少の違いは生じるものの、「フロン類使用合理化計画」の取組状況の評価するという目的に照らして、オゾン層保護法の実績報告をもってフロン排出抑制法の国内出荷相当量の報告徴収に代えて差し支えないと考える。

	オゾン層保護法 (輸入については外為法)	フロン排出抑制法
対象物質 (HFC)	モントリオール議定書キガリ改正附属書FグループI及びIIの18物質 (以下、「特定物質代替物質」)	R32、R125、R134a、R143a、その他HFC (※1) ※1 「その他HFC」には法第2条の定義に基づきオゾン層保護法対象外のHFC-2367faも含まれるが、国内出荷実績はない。
対象者	特定物質代替物質の製造・輸入の許可及び確認を受けた者、輸出をした者	フロン類を自ら製造、自ら輸入、及び製造・輸入を他社に委託 (※2) する行為を業として行う事業者
対象期間	暦年 (1~12月)	暦年 (2018年以降「年度」から「暦年」に変更)
報告内容	製造量、輸出量及び輸入量 (kg及びGWP換算値) ⇒ 国が 消費量 (= Σ (製造量 + 輸入量 - 輸出量 - 破壊量 - 原料用途使用量)) (万t-CO ₂) を換算して公表	フロン類出荷相当量 = Σ (製造量 + 輸入量 - 輸出量 - 破壊量 - 原料用途等使用量 - 試験研究用途使用量) (万t-CO ₂) ※2 フロン類出荷相当量には製造委託及び輸入委託が含まれるが、受託製造・輸入数量は含まれないため数量の重複はない。

【相違点】

- ・オゾン層保護法における消費量には試験研究用途が含まれる。

(参考) 関連条文

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

(定義)

第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

(指導及び助言)

第十条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十一条 主務大臣は、フロン類の製造業者等（その製造等に係るフロン類の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第九十一条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条第一項において同じ。）、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条第一項において同じ。）又はフロン類破壊業者に対し、フロン類若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）

(特定物質等の輸出に関する届出)

第十七条 特定物質等の輸出を行つた者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年、前年の輸出数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）

(報告)

第十四条 許可製造者及び確認製造者は、毎規制年度経過後三月以内に、様式第十八による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。